

奈良縣道路愛護會

奈良縣土木課

本縣に於ける道路愛護會の成績は愈地元住民の理解に依り現在團體數三〇八、會員數二七、二七八人、作業届出道路延長國道及府縣道一、〇四八軒三九九にして縣下總延長の八割五分に該當せり。

愛護 作業

昭和十一年に於ける道路愛護作業は熱誠なる勞力奉仕に依り作業せる團體數一六九、此の道路延長六三一軒三二一作業延人員三〇、八〇八人一日八時間作業に換算人員二一九四三人にして昭和十年に比し一倍七分二厘強、昭和九年の初年度に比し實に二倍七分七厘強となり、其の作業実績も亦逐年向上し路面の整理、耳草刈除、側溝整備、障害物整理等其の効果著しきものあり、愛護思想も益々普及徹底

し、之に呼應して縣下の自動車運輸業者より土砂運搬の爲奉仕提供せる延自動車臺數一九三臺土砂運搬數重二、六三〇立米に及び一般地元民も多大の助力を揮ひつゝありて本縣路政上に貢獻する所不堪定に欣ばしき次第なり。

表 彰

昭和十一年に於ける成績審査の結果、優等六團體、一等六團體、二等三三團體の表彰式を二月十一日紀元節の佳辰を卜し、縣公會堂に於て表彰せり、而して優等の六團體に對しては特に本年より優等旗を授與することとせり。

優等 六團體、優等旗及賞金參拾圓宛、田原村道路愛護會、王寺町道路愛護團、榛原町道路愛護會、大淀町青年團馬佐支團、宗檜村青年團川岸青年會、柳本町青年

團。

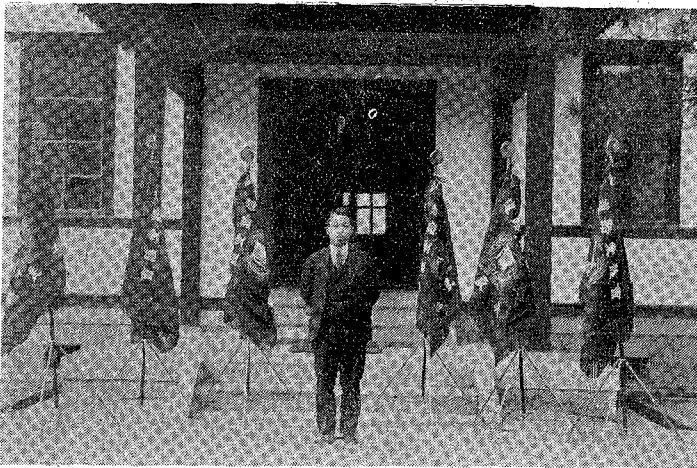


第三回道路愛護會表彰式
昭和二十二年十一月一日於縣會堂

護會、內牧村道路愛護會、黑瀧村脇川道路愛護會、白

壹等 六團 體、賞金 貳拾 圓宛 都介 野村 第六 道路 愛護 會、 今井 町道 路愛

銀村南部道路愛護團、田原本町道路愛護團。



道路愛護會優等旗

道路愛護會、都介野村第三道路愛護會、都介野村第二

貳等 參拾 參團 體、賞 金拾 圓宛 都介 野村 第一 道路 愛護 會、 都介 野村 第四

道路愛護會、豊原村道路愛護會、月瀬村桃香野道路愛護會、都介野村第五道路愛護會、月瀬村長引道路愛護會、柳生村道路愛護會、三鄉村道路愛護會、葛村青年團、越智岡村道路愛護會、高市村青年團、高見村青年團、杉谷支團、三本松村道路愛護團、室生村道路愛護團、神戸村青年團北辰支團、大日本國防婦人會小川村分會、小栗栖支會、上北山村青年團白川支團、上北山村青年團西原支團、龍門村志賀戸主會、下北山村寺垣内青年團、十津川村川津青年團、十津川村中野區道路愛護團、十津川村風屋戸主會道路愛護團、宗檜村青年團永谷青年會、十津川村野尻戸主會、上之鄉村道路愛護會、多武峯村青年團多武峯校區支團、川東村青年團、安倍村道路愛護團、三輪町道路愛護會。

褒状のみ 百二十四團體

以上の百六十九團體に對し一戸知事より表彰状、優等旗及賞金を授與せられたり。

道路愛護

交通機關の完備は地方産業の開發國民文化の進展に密接の關係を有し之が施設の良否は民力の消長國運の隆替に影響する所大なるものあり就中道路は普く地方に分布し其の利用範圍極めて廣汎なるを以て常に之が維持修理に努むると共に進んで之が改良を圖り以て時代の要求に應ずるは最も緊急の事に屬す、故に縣に於ては毎年度財政の許す範圍に於て銳意之が維持改良に力を竭しつゝありと雖、限ある人員と經費を以て其の完璧を期するは、蓋し至難の業に屬す、従つて地元住民の道路に對する奉仕的愛護作業に俟たざるべからざるもの尠からず、殊に道路の恩澤は主として地元住民の之に浴するものなれば徒に管理權の所在經費負擔の關係を云爲して、道路の荒廢を袖手傍觀するか如きことなく居常之が愛護保全を念とし、更に進んで其の機能の増進を計るべきは地元住民當然の責務と謂はざるべからず近時各種の法制に於て受益者負擔の制度を設けたる所以のもの亦全く此の趣旨に因るに外ならず、然るに往時地元住民が其の關係道路を愛護し、自發的に寄與協力したる社會

奉仕の美風は道路に關する法制の完備と共に漸く頽廢せむ
とし、一に道路管理者の爲す所に倚頼して顧みざるの傾向
あるは寔に遺憾に堪へざる儀に付市町村、青年團、在郷軍
人分會其他各種團體の熱心なる後援に依り、一面道路愛
護の精神を振作し自治公共の美風を涵養すると共に道路の
維持整備に協力助成せしむる目的を以て今回道路愛護獎勵
規程を制定し、其の實績を擧げむとす、冀くは縣民宜しく
上述の趣旨を鑑み益々公共奉仕の美風を作興すると共に、
道路愛護の良俗を擴張し相率て其の目的の貫徹に努め以て
交通機關の能率増進と地方の開発進展に寄與せられんこと
を。

道路愛護獎勵規程

第一條 道路ニ關スル公共心ヲ涵養シ道路愛護ノ思想ヲ普
及シテ國道府縣道ノ維持保全ヲ期スル爲道路愛護會ヲ組
織シ其ノ成績優良ナルモノハ本規程ニ依リ之ヲ表彰ス
第二條 道路愛護會ヲ組織シ得ヘキモノハ市町村、青年團
在郷軍人分會、消防組、戶主會若ハ其ノ一部又ハ其ノ聯

合團體トス

第三條 道路愛護會ヲ組織セムトスル團體ハ左ノ事項ヲ具

シ所轄土木出張所長ヲ經テ知事ニ申出ツヘシ

一 團體名及代表者氏名並會員數

二 團體組織ノ概要

三 作業區域

土木出張所長前項ノ申出ヲ受ケタルトキハ所轄警察署

長ニ之ヲ通知スヘシ

第四條 加入團體ハ作業着手前所轄土木出張所長ニ届出ツ

ヘシ

第五條 加入團體ハ別記様式ノ作業日誌ヲ備ヘ土木出張所

員巡視ノ際認印ヲ受クヘシ

第六條 土木出張所長及警察署長ハ道路愛護會ヲ組織シタ

ル團體ニ對シ常ニ其ノ區域内ノ道路ニ關スル公共心ノ厚

薄及道路維持修繕ノ狀況等ヲ視察シ其ノ成績ヲ考査スヘ

シ

第七條 土木出張所長ハ警察署長ト協議ノ上成績優良ト認

ムル團體ヲ選拔シ其ノ事績及成績調書ヲ作製シ順位ヲ附シテ毎年一月十日迄ニ知事ニ報告スヘシ

第八條 知事ハ前條ニ依リ報告セラレタル團體ノ成績ヲ審查セシムル爲審査會ヲ設ク

第九條 審査會ハ審査長一名委員若干名ヲ以テ組織ス

第十條 審査長ハ經濟部長ヲ以テ之ニ充テ委員ハ關係官吏ヨリ知事之ヲ命ス

第十一條 審査ハ毎年一月一日ヨリ十二月三十一日迄ヲ一會期トシテ之ヲ行フ

第十二條 審査ハ道路ニ關スル公共心ノ厚薄及道路維持修繕ノ狀況等ヲ調査スルヲ以テ目的トスルモ大體左ノ標準ニ依ルモノトス

一 作業區域内道路保全ノ良否

二 交通障害物整理ノ良否

三 勞力及費用負擔方法ノ適否

第十三條 審査ノ結果成績優良ナル者ニ對シ褒賞ヲ授與ス

第十四條 道路ニ關スル篤行者アルトキハ所屬市町村長ハ

其ノ事績ヲ錄シ所轄土木出張所長ヲ經テ知事ニ上申スヘシ

土木出張所長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ之ニ意見ヲ附シ進達スヘシ

第十五條 知事ハ前條篤行者ノ事績ヲ審査會ニ附シテ審査

セシメ之ヲ表彰スルコトアルヘシ

第十六條 本規程ニ依ル作業ノ執行ハ道路法第二十四條ノ

許可ヲ受ケタルモノト看做ス

様式

作業日誌

團體名

代表者 氏 名

自昭和 年 月 日
至昭和 年 月 日

年月日	道路種別	路線名	作業場所	作業種類	延長	作業人員	作業時間	摘要	巡視者 認印
	國道	何號線	何大字何字	浚側 溝	米	人			
	府縣道	何々線	何々々	何々々					

備考 右表以外ニ記載スヘキ事項アルトキハ適當ニ記載スヘシ

道路愛護獎勵規程ニ依ル道路愛護會作業方法

第一 路面ノ修繕ハ少クトモ左ノ各號ニ依ルコト

一 路面ノ凹凸ハ之ヲ削リ均スコト

二 路面ニ大ナル凹所又ハ洗掘ヲ生シタ時ハ先ツ以テ路面ヲ打起シ砂利又ハ眞砂土ヲ補足シテ馴染ヨクシ輕

度ノ薄錐形ニ仕上タルコト

三 路面ノ車跟ハ車跟ノ兩側ニ餘レル砂利又ハ其ノ他ノ

砂利ヲ持込ミ高低ナク搔均スコト

車跟ノ深サ大ナルトキハ荒砂利ヲ持込ミ其ノ上ニ目

潰シ砂利ヲ用キ搔均スコト

四 路肩ハ兩路側ヲ切下ケ又ハ盛土シテ薄錐形ニ仕上ク

ルコト

五 路面ニ突出セル玉石栗石木根等ハ之ヲ取除キ砂利又

ハ眞砂土ヲ以テ跡埋ヲ爲スコト

六 雜草木根等ノ混入セル土砂又ハ側溝ノ浚渫泥土等ヲ

路面ニ搬出セサル様注意スルコト

七 路面又ハ側溝上ニ落土アルトキハ之ヲ除却スルコト

八 冬季ニ於テ實用路面ノ積雪結氷ハ之ヲ除却シ其ノ他

ノ季節ニ於テ路面ノ乾燥ヲ來シタルトキハ適當ノ撒

水ヲ爲スコト

九 路面ニ轉在スル玉石栗石其ノ他交通ノ障害トナルヘ

キモノハ之ヲ除却スルコト

第二 道路ノ整理ハ大體左記各號ニ依ルコト

一 木材及諸車其ノ他物件ヲ道路ニ放置シ若ハ道路ヲ作

業場又ハ物干場ニ使用スル等交通ノ妨害トナルヘキ
行爲ヲ爲サシメサル様常ニ注意スルコト

二 道肩ニ繁茂セル雜草ハ之ヲ刈取り尙路面ノ雜草ヲ踏

肩ヨリ二十纏ヲ存シ之ヲ削リ取り實用路面ヲ有效ナ

ラシムルト共ニ路面ノ塵埃泥土等ハ之ヲ除却シ常ニ

清潔ヲ保持スルコト

三 橋梁溝渠樋管等ノ輕易ナル修繕ハ適當ニ處理スルコ

ト

四 道路維持若ハ交通ノ障害トナルヘキ竹木ハ適當ナル

枝打又ハ伐採ニ留意スルコト

五 車馬避讓ノ爲待避所ヲ利用セシムル様指導スルコト

六 道路元標道路標識其ノ他道路ニ附屬セル建設物等ノ

保持ヲ圖ルコト

七 道路敷ヲ無願占用シ又ハ沿道取締規則ニ違背シ家屋

其ノ他ノ建物ヲ建設スルカ如キモノナキ様注意スル

コト

第三 排水ノ手入ハ概ネ左記各號ニ依ルコト

一 側溝ノ設ナキ箇所ハ附近適當ノ水路ニ通スヘキ排水
路ヲ設クルコト

二 車跟等ノ爲雨水ノ縦斷的ニ流ルルモノ及雨潦ハ適當

ニ排水施設箇所ニ導水スルコト

三 橋梁側溝暗渠土管等ニ漂流物泥土雜草落葉其ノ他ノ

障害物入り込ミ排水不良ナル箇所アルトキハ充分掘

リ浚ヒ障害物ハ之ヲ除却シ通水ニ支障ナカラシムル

コト

四 降雨ノ際ニ於テハ成ルヘク區域内ノ道路ヲ巡視シ水

溜リ其ノ他排水不足ノ箇所ニ對シ相當手入レヲ爲ス

コト

第四 前各號ノ外左記事項ニ留意スルコト

一 出水ノ場合ニ於テハ河水其ノ他水流ノ漂流物ニ注意

シ橋梁ノ危険豫防上必要ナル措置ヲ爲スコト

二 出水時ニ於テ道路橋梁等破壞ノ虞アル場合ニ於テ關

係官吏員ノ依囑ヲ受ケタルトキハ其ノ指揮ニ從ヒ防

備ニ盡スコト

三 交通杜絶ノ箇所ノ生シタルトキハ交通上應急ノ措置ヲ講スルト共ニ直チニ所轄土木出張所ニ之ヲ通知スルコト

四 道路ノ相當大ナル修繕ヲ要スト認ムル箇所ハ之ヲ所轄土木出張所ニ通知スルコト

第五 前各號ニ定メタル以外ノ作業又ハ修繕工事ヲ爲シ特ニ多大ナル費用若ハ勞力ヲ投スル場合ニ於テハ所轄土木出張所ニ届出テ又ハ其ノ指揮ヲ受クルコト

昭和十一年に於ける道路愛護作業実績概要

本年は道路愛護會作業實施以來第三年を向へ其の成績は愈地元住民の理解と熱誠なる勞力奉仕に依り昭和十一年に於ける作業せる團體數百六十九、此の道路延長六百三十一軒三二一、作業延人員三萬八百八十一日八時間作業に換算人員二萬一千九百四十三人にして昭和十年に比し一倍七分二厘強昭和九年の初年度に比し實に二倍七分七厘強となり其の作業実績も亦逐年向上し路面の整理、耳草刈除、側溝整備等其の成績見るべきものあり殊に本年よりは地元自動

車關係業者より土砂運搬の爲道路愛護自動車の出役することとなり、其の自動車數百九十三臺、土砂運搬數千六百三十立米一日八時間作業に換算、臺數百九十六臺作業に従事せり、之等は道路愛護會と良く協力し以て相共に道路の愛護に力を盡せる等、寔に慶賀に堪へざるところなり。

愛せよ道路 設けよ愛護團

産業の開發には 良き道路

良き里に良き道あり

良き道に良き愛護團あり

x x x

x x x x